

公益財団法人 農学会 日本農学進歩賞授賞者選考委員会規則

平成 24 年 6 月 11 日 理事会制定

(目的)

第 1 条 公益財団法人農学会（以下「本財団」という。）定款第 4 条第 1 項第 1 号の事業を適正に執行するため、日本農学進歩賞授賞者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会委員の選任)

第 2 条 委員会の委員は、次の各分野の専門家から各 1 名を理事会で選任する。

- 1) 林学・林産分野
- 2) 植物生産分野
- 3) 動物生産分野
- 4) 生物化学分野
- 5) 農業経済分野
- 6) 水産分野
- 7) 農業工学分野

2 分野に関係なく、本財団常務理事及び日本農学会会長は選考委員となる。

(委員長の選出)

第 3 条 委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

(任期)

第 4 条 委員長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 任期途中で委員が辞任等をした場合、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(授賞候補者の選考)

第 5 条 委員会は、被推薦者の中から、授賞候補者 10 名程度を選考する。

2 委員長は、委員会の選考結果を会長に報告しなければならない。

(授賞者の決定)

第 6 条 会長は、委員長からの選考結果に関する報告を受け、理事会において授賞者を決定し、授賞式及び受賞者講演会を挙げる。

(賞状及び賞金)

第 7 条 理事会は、授賞式において、受賞者に盾及び副賞を贈呈する。

附則

1 この規則は、平成 24 年 6 月 11 日から施行する。

2 「日本農学進歩賞選考委員選出に関する申し合わせ」平成 20 年 3 月 17 日制定は廃止する。